

別表第3(第4条関係)

扶養義務者費用徴収月額表

税額等による階層区分		費用徴収月額	
A	生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護者(単給を含む)	0円	
B	A階層を除き当該年度分の市町村民税非課税の者	0	
C1	A階層及びB階層を除き前年分の所得税非課税の者	当該年度分の市町村民税所得割非課税(均等割のみ課税)	4,500
C2	の者	当該年度分の市町村民税所得割課税	6,600
D1	A階層及びB階層を除き前年分の所得税課税の者であって、その税額の年額区分が次の額である者	30,000円以下	9,000
D2		30,001円から80,000円まで	13,500
D3		80,001円から140,000円まで	18,700
D4		140,001円から280,000円まで	29,000
D5		280,001円から500,000円まで	41,200
D6		500,001円から800,000円まで	54,200
D7		800,001円から1,160,000円まで	68,700
D8		1,160,001円から1,650,000円まで	85,000
D9		1,650,001円から2,260,000円まで	102,900
D10		2,260,001円から3,000,000円まで	122,500

D11	3,000,001円から3,960,000円まで	143,800
D12	3,960,001円から5,030,000円まで	166,600
D13	5,030,001円から6,270,000円まで	191,200
D14	6,270,001円以上	その月におけるその被措置者に係る措置費の支弁額

(注1) この表のC1階層における「均等割の額」とは、地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、C2階層における「所得割の額」とは、同項第2号に規定する所得割(この所得割を計算する場合には、同法第314条の8及び同法附則第5条第2項の規定は適用しないものとする。)の額をいう。なお、同法第323条に規定する市町村民税の減免があった場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額又は均等割の額とする。

(注2) D1からD14階層における「所得税の額」とは、所得税法(昭和40年法律第33号)、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律(昭和22年法律第175号)の規定によって計算された所得税の額をいう。ただし、所得税額を計算する場合には、次の規定は適用しないものとする。

- (1) 所得税法第92条第1項及び第95条第1項、第2項及び第3項
- (2) 租税特別措置法第41条第1項及び第2項
- (3) 租税特別措置法の一部を改正する法律(平成10年法律第23号)附則第12条

(注3) 同一の者が2人以上の被措置者の主たる扶養義務者となる場合においても、上表に示す費用徴収基準月額のみで算定する。

(注4) 扶養義務者が児童福祉法(昭和22年法律第164号)、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)又は知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)の規定に基づき入所等の措置をされている者の扶養義務者として費用を徴収される場合には、この表による費用徴収額を調整することができる。